

平成 31 年 4 月 18 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 31 年第 1 回定例会の課題等について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 4 月 18 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
平成 31 年第 1 回定例会の課題については、各会派等の意見を基  
に検討し、結果を全員協議会で周知することとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 平成31年第1回定例会の課題について

#### (2) その他

2 日 時 平成31年4月18日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、  
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 なし

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

#### (1) 平成31年第1回定例会の課題について

関矢委員長 日程第1、平成31年第1回定例会の課題についてを議題といたします。本件は、3月19日開催の全員協議会で提起し、課題と考えられる点について各会派又は無会派の方から事務局へ提出をいただき、提出された課題につきましては議長より議会運営委員会で検討、協議するよう諮問されました。

また、4月2日開催の議長・委員長定例会議において、提出された課題については各会派等から説明もいただきました。その上で、本課題の取り扱いについては、まずは各会派、無会派議員からご意見をまとめていただき、その後に議会運営委員会等で検討、協議することとされました。

本日は、提出いただいた各会派等からの意見がまとまりましたので、議会運営委員会としてこれら意見を参考に一定の方向性を出し、結果については全員協議会で周知させていただきます。ご異議ございませんでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

それでは、資料が配付されておりますので事務局長から説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「2月定例会の課題等について 各会派等の意見」により説明)  
関矢委員長 ただいまの説明に質疑等はありませんか。(なし) 質疑がないようですので、資料に基づきまして課題ごとに協議をいただき、方向性を出したいと思います。

### ・修正案の提出について

関矢委員長 まず、修正案の提出について協議をさせていただきます。各会派からまとめていただいておりますが、これを参考にしながら皆さんのほうで何かご意見等はありませんでしょうか。

渡辺委員 しんせいクラブとして出させていただいたのが要約されてここには意見が載っているんですけども、しんせいクラブとしては、結論としてはこれは課題に当たらないのではないかということ、一応提案理由に当たらないという指摘は間違っているということとさせていただいているので、結論としては課題ではないということがここには載ってないんですけども、それを意見として一緒に考えていただければと思うんですが。

関矢委員長 あくまでもこの資料は参考資料としていただきまして、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。それと、つけ加えますが、皆さんのほうに、今ほど渡辺委員が言われましたけれども、要約する前のしんせいクラブのまとめは別紙で参考につけてありますので、またその辺をご覧くださいだと思いますので、よろしくお願いいいたします。ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、休憩の間に各委員の皆さんからの自由討議として忌憚のない活発な意見をいただいたほうがよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、これより休憩といたしまして委員間の自由討議とさせていただきますが、よろしくお願いいいたします。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:06)

休憩中に自由討議

- ・ 課題ではないという意見があったが、ある意味そういうことだと思う。一回だめになったからもう一回出してはいけないということは全くない話であり、思い違いの部分があるのではないか。ただし、こういった意見が出てくるということなので、修正案を出してはいけないものではないことであると周知することは必要と思う。
- ・ 修正案は議員としての提案権なのでこれはいいと思うが、報酬問題ということになるとどうかなという感じがする。
- ・ 魚沼市議会では、人事案件のときには質疑を受け付けられないなどイレギュラーな場合を想定している場面がある。報酬等審議会についても、答申が出されたことについて議会として意見を出せるのかということだと思う。その点に皆さんが共通認識を持てればそれでいいが、してはいけないということは自治法等には見当たらない。法的に出てくるようであれば、今後検討していかなければいけないのではないか。
- ・ このような意見が出たということは参考意見として頭に入れておきたいと思うが、ここで、本来すべきでないかどうかという話をすること自体がすべきことではないと思う。

再 開 (10 : 11)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に意見交換がなされました修正案の提出については、検討課題には当たらないものであるとすることでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

#### ・議員の資質について

関矢委員長 次に、議員の資質について協議をさせていただきます。皆さんのほうでご意見はございませんでしょうか。

渡辺委員 私事で皆さんにご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。時間を勘違いしておりましたので、自分が遅れているという認識がなく、階段上がってきたら声が聞こえてびっくりしたというような状況だったんですが、そのことも含めて、時間を間違ったこと自体も私の不徳の致すところですが、ここにも本人の謝罪がないということでしたが、最終日でしたので、どこかの場面で謝罪をする場所がどこかであれば、議長のほうから時間をとっていただければ、そのようにさせていただけたらと思います。

大屋委員 全員協議会も含めて、議会、委員会も含めて、時間なり日時なり、こういったのは最低議員がわかっているということが大事だと思うので、そういう点ではやっぱりうっかり忘れてしまったということはあるかもしれんけど、やっぱり議長から一言注意をしてもらいたい。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) ここで休憩とし、休憩中に自由討議とさせていただきます。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 14)

休憩中に自由討議

- ・ 渡辺議員の件については、先ほど言葉をいただいたのでそれでいいと思う。周りが反省を促すのであれば、懲罰等の議場での正式な手続きの中でやっていけばいいことで、この件は以上でいいと思う。
- ・ 私語の件は、予算審査特別委員会の一場面ということで取り上げさせてもらった。委員長が再三注意したにもかかわらず、笑いながらおしゃべりしていたのが目についた。注意されたことを意識してもらいたい。
- ・ そのとおりだと思うので、議場の中は私語を慎むということを再度徹底していただきたい。
- ・ 中学生議会でも、中学生から指摘されたこと。改善していかなければいけない。
- ・ 以前も課題が上がってきたときに、誰が私語をしているか公表したほうがいいと提案したが、それぞれの議員がわかっていることだから名前を出さないということだった。本人がそのことをわからないのであれば、改善をするよう言われてもできない。個人的にその本人に議長から厳重に注意していただければと思う。

- ・ 全協の場で名前を出してやるのが一番本人にとっていい効果があると思う。
- ・ 個人のこともそうだが、全体で気をつけてもらいたいということはどこかできちんと言ってもらいたい。全体の話でもある。
- ・ 1回議長から嚴重注意をしていただいて、全員協議会では全体として私語をなくしていこうということをお願いしていただく。それでも直らなかった場合は、個人を公表するか懲罰動議を出すという対応になるのではないかと考える。

再 開 (10 : 23)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に意見交換がなされた議員の資質については、議場での私語については、全員協議会で議長から全議員に周知していただき今後の徹底を図る。名前の出た個人については議長から個々に注意していただく。渡辺一美議員については、全員協議会において議長から嚴重注意をしていただき、時間が許せば謝罪の場を設けていただくということによろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

#### ・ 代表監査の答弁について

関矢委員長 次に、代表監査の答弁について協議をさせていただきます。皆さんのほうでご意見はございませんでしょうか。ないようですので、また休憩中に自由討議とさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし)ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 24)

休憩中に自由討議

- ・ 監査委員の答弁のやり方については、ここに出ている意見のとおりだと思う。もう一つの問題点として、質問時間を浪費されたことで発言に立っている議員の持ち時間がなくなるわけなので、それを補償してやれる方法があってもいいのではないか。
- ・ 議長の采配に一任
- ・ 無駄に質問時間を削られることについてはそう思うが、議長の采配の中で時間延長をすることも難しいのではないか。時間延長をする方法については別の課題として挙げていかざるをえない。
- ・ 今回に関しては、執行部・監査委員に対して相手の質問時間を削るような答弁の仕方はしないようにと議長から言っていたか。
- ・ 一般質問の時間を今回から 60 分以内と区切らせていただいた。答弁者については皆さんの意見を酌んで執行部に申し入れるという形でしていただければと思う。
- ・ 申し入れたうえでなおかつ今回のようなことが続くようであれば、今後は一般質問の時間の割り振りを質問部分だけで 40 分などに変更することも考えられる。

再 開 (10 : 29)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に意見交換がなされた代表監査の答弁については、議長より執行部へ適切な答弁に徹するよう申し入れを行うということでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

#### ・執行部答弁について

関矢委員長 次に、執行部答弁について協議をさせていただきます。皆さんのほうからご意見はございませんでしょうか。また、休憩中の自由討議とさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10 : 29)

休憩中に自由討議

- ・ 二元代表制を無視したような発言については、きちんと言っていただけたらと思う。
- ・ 答弁の仕方としては大変まずいと思っている。我々も市民であるので、その点は真摯に受け取っていただきたい。この件についてはぜひ議長から一言添えていただきたい。
- ・ 「私のところには(意見が)全く届いていない」という答弁をされると、そういったことを考えている市民もいるので、言葉の使い方だと思うが、市長からは気をつけていただきたいという話をしてもらえれば良いと思う。

再 開 (10 : 34)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に意見交換がなされた執行部答弁については、二元代表制を尊重した中で論戦をするよう、議長から執行部へ申し入れてもらうことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

#### ・予算審査特別委員長の委員会運営について

関矢委員長 次に、予算審査特別委員長の委員会運営について協議をさせていただきます。これも休憩といたしまして自由討議とさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10 : 35)

休憩中に自由討議

- ・ 通告が多く、4日間で終わるか心配だった。皆さんの集中力を維持できるような委員会運営を念頭に置いて時間で切らせてもらった。委員会の運営については、議事進行動議を出すことも可能である。こういう意見が出たことは受け止めさせていただく。

- ・ 時間で区切ることが不都合であると感じられる場面があったのであれば、予算審査特別委員会の中で動議を出すとか、休憩中に委員長に意見を言うこともあっていいと思う。
- ・ 必要に応じて事務局から助言、補佐的な役割をしてもらおう。
- ・ 議会中、委員会中におきていることはその中で意見が言える雰囲気が必要。
- ・ 質疑・答弁はワンセットなので、質疑だけで答弁を前に休憩を取られるとその部分が飛んでしまうことがあると思われる。小さい項目ごとで答弁が終わった時点での休憩が望ましい。
- ・ 区切りのいいところは、質疑をやって答弁があって終わりというところで休憩とする形がいいと思う。

再 開 (10:40)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に意見交換がなされた予算審査特別委員長の委員会運営については、場合により議会事務局長、議長及び議運委員長の助言も必要。また、スムーズな委員会運営ができるよう委員長が心がけるとすることでご異議ありませんでしょうか。(異議なし)

#### ・ 予算審査の質疑について

次に、予算審査の質疑について協議をさせていただきます。また、休憩中に自由討議とさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10:41)

休憩中に自由討議

- ・ 言論の府であるので発言の制限は委員長も議長もできない。傍聴者、議員、執行部がわかりにくいような答弁、質疑は聞きづらい点があるので、その点を心がける必要がある。
- ・ 課題に出された意見にある、聞いたことは委員会で聞かなくていいというのは極論だと思う。納得して質疑をしないという場合もあるだろうし、納得したからこそ住民に告知する意味も含めて、再度委員会の中で質疑するという場面もあると思う。
- ・ 質問、質疑をする前に担当部署云々とあるが、事前に国や県の資料を調べた上で質問している。質問、質疑する前に調査するのは当然のことだと思うので、この課題は飛躍しすぎていると思う。
- ・ 議員は、質疑をする内容についてわかればもう質疑するなという言い方だが、議員個々がわかるだけで市民の方はわからない。市民に知らしめるためには、議場という場でわかってもやるというのは原則だと思う。
- ・ 数字を聞くばかりの質疑はするなということをよく言われるが、その数字を委員会で明らかに言ってもらおうことが委員会としての調査の一つだと思うので、わかっているからではなく、その部分を強調したいというところを酌んでいただければと思う。

再 開 (10 : 46)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に意見交換がなされた予算審査の質疑については、質疑の制限はできない。議員個々または執行部が簡潔明瞭な質疑、答弁を行うことに努めるとすることでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

#### ・ 休憩時間について

関矢委員長 次に、休憩時間について協議をさせていただきます。しばらくの間、休憩とし自由討議とさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10 : 46)

休憩中に自由討議

- ・ お昼の時間を大きく回り込むと、休憩の間に用事がある人もいるし、電話等の対応をする人もいるので、執行部側も 12 時は大事にしてほしいところではないかと思う。再開時間を遅らせるという対応だけではなく、議長、委員長の判断でなるべくずれこまないような時間配分で動いていただければと思う。
- ・ 常任委員会有的时候に、少し伸びてもいいから続行したいと思ったが、委員の皆さんからのご意見で、12 時で区切って 1 時に再開したところ、(その後の審議が) 1 時間近くかかったことがあり、12 時からきちんと休憩をとってよかったと思った事例がある。基本的に 12 時で区切ることにしておくことはありだと思ふ。
- ・ 長の立場の人の采配の範疇だと思ふ。休憩を入れてもらいたいのであれば、その場で動議がいくらでも出せるので、この場で議論するのは筋違いだと思ふ。個々に言うことは大事なので、この意見は議長、各委員長が参考にしていただくことで終わりにしていいのではないか。
- ・ 議会というのはシナリオがあってシナリオのない世界で進行している。その中で議長、委員長の判断でやっていく。最終的には議長、委員長の権限で休憩を取る。時間が延びる場面もあるかもしれないが、議長、委員長に任せていいのではないか。
- ・ 議長、委員長の権限であると思ふし、事務局長と打ち合わせをしている。何より傍聴者が途中で止められるのは困ると思ふ。議論はしないで、議長、委員長の権限であるとして流していいと思ふ。

再 開 (10 : 53)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に意見交換がなされた休憩時間については、議長、委員長の権限により、時間だけではなく質問事項のタイミングや審議の流れを把握して休憩をとるとすることでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決



定しました。

ここでしばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10 : 54)

再 開 (11 : 05)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ・委員会所管以外の課長等を説明員として出席を求めることについて

関矢委員長 次に、委員会所管以外の課長等を説明員として出席を求めることについて協議をさせていただきます。まず、本件について説明員を呼べるのか否か事務局より説明を求めます。

櫻井議会事務局長 結論を申し上げますと、基本的に呼ぶことは可能であります。ただし、魚沼市議会におきましては委員会主義をとっておりますので、所管外の職員を過去には呼んだことがないという事実がございます。法的に呼べないということはありません。

関矢委員長 ただいまの説明について質疑等はありませんか。

渡辺委員 かつて私が呼んでいただきたいということを事務局としたときに、ちょっと難しいと言われて、かつて呼んだことがないというのが現状で、その時にもう一回法的にどうかとただせばよかったんですけど、そういう説明だったのでそのまま踏襲してきているところがあります。ただ、それを今度呼べるということにしてしまうと、なんでもかんでも呼んでいいのかという問題点もある気がするので、そこについてここですぐに結論が出るのではないような気もいたしています。手続き的には連合審査会という手続きもあったりしますし、ほかの委員会の長とどのように協議するかというような手続きも発生してくるのかなという気もしますので、問題提起としては今回法律を調べていただいて可能だということになりましたが、それを実際に魚沼市で運用していくにはもう一つハードルがあると思います。

櫻井議会事務局長 今、渡辺委員から言われたとおり、問題は関係する職員をどういう形で招集するかということになると思います。ここにつきましては、実務提要等には手続きについて「委員会が」というような書き方をしておりますので、ある程度委員会に諮る必要があるのかどうかという疑義が我々もありまして、これにつきましては全国市議会議長会のほうへ問い合わせをさせていただいております。招集するに当たっては法的にこうしなさいというものはありませんが、個々の議会で一定のルールをつくる必要があるでしょうと。そうしないと所管外の委員会に所管とする委員長がわからないところで職員が呼ばれているということで、いざこざになるという話も伺っております。そのルールについては、それぞれの議会で必要でしょうということです。例えば、総務委員会で産建の関係の所管の職員を呼びたいというお話でしたが、そういう場合は、まず総務の委員長から議長へ内容を話して、こういうことで必要だからお願いしたいとして、今度は議長から産建の委員長にその旨話をしてもらい、そして招集するというような形をとればよろしいんじゃない

ないかというアドバイスはいただいております。

また、どの範囲でということですが、なんでもかんでもというわけにはいかないと思いますが、なし崩しになった場合に、所管事務についてまで、もしかしたら関係があるというようなことで呼ばれると收拾がつかなくなりますから、事務局サイドで考えられるのは前回の話題になった非常勤特別職の条例がいろいろな課をまたいでいるので、この条例くらいに限られるのではないかと考えております。あとの条例は、一つの条例が一つの所管、担当課になっておりますので、もしそういうケースがあるとすれば、あの条例に限ると言っているのではないかと考えております。所管事務調査ではなく、付託されて議決するような案件に限るとすると、あの条例くらいになるということです。

渡辺委員　今、事務局長が説明したとおりのやり方で、今後ルール化するのであれば、議会改革特別委員会ですとか議会運営委員会ですとかで、このことについては一定のルール化をちゃんとしておかないと收拾がつかなくなると思います。

佐藤（肇）委員　先ほど局長はこういったことに限られるだろうという話をされました。私もそう思うんです。特に条例審査を今総務委員会でやっていて、その条例がどこの部分の条例なのかという、そこくらいだと思うんです。ですので、そういった部分あるのであれば、事前に委員長がこういったのが出るかもしれないんでということで、総務委員会の部分の出席いただいている担当にしっかり調べてもらうようにと。だめならば、説明員として自分で呼んできてもらうくらいのそういったところであれば、私は向こう側が勝手に動く分なら、課長なら入れるというんで出席求めるんじゃないかと、向こうで説明員として連れてきたという形が取れるのかどうか。

櫻井議会事務局長　基本的に、例えば今回みたいなケースで総務課長が農林課の職員を連れてくるということは、招集がかかっていませんから厳しいと思われま。自分の配下であれば問題ないんですが、やはりそれは事前に調整していただいて、必要と思えば、先ほど言ったようなルール化をしていただければ呼ぶことはやぶさかではないと思います。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、ここで休憩といたしまして自由討議とさせていただきますが、よろしいでしょうか。しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：14）

休憩中に自由討議

- ・ 付託審査に限り、必要があれば議長を通じて説明員として出席を要求することができるかどうか。その後、このことについて明文化するか規則などをつくるかは、全協の中でご意見があれば、今後の議会運営委員会の中で検討する。
- ・ 委員長を通して、または委員会としてという点をきちんとしておくべき。
- ・ 委員会の総意という形をとらなければならないか。
- ・ 委員会の総意ということになれば、ワンクッション時間がかかるので、委員から必要があれば委員長の判断で議長を通してということではないか。

再　　開（11：17）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に意見交換がなされた委員会所管以外の課長等を説明員として出席を求めることについては、付託審査に限り必要があれば委員長を通し、議長を通じて説明員として出席を要求することができるかとするとまとめさせていただきますが、ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。以上で全課題について協議が整いました。

渡辺委員 資料の要求を委員が委員会の中でしたことについても、どこかにわかるように残していただけたらと思います。

関矢委員長 今、休憩を解いておりますので、渡辺委員からもう一度ご意見をいただきます。

渡辺委員 先ほど休憩の時にも問題提起させていただきましたが、この説明員の出席要求とともに、委員会の中での資料要求等も委員長を通して委員会の中でしていくということですので、個々の委員が資料要求等をしないようにということを申し添えたいと思います。

本田委員 委員が自分で勝手に資料を用意して委員会中に配るというのも違いますので、全てが委員長の許可のもとでなければならない、そこも含めて再確認したほうがいいと思います。

関矢委員長 ほかに今の意見について、意見はありませんか。(なし) まとめさせていただきますと、委員会内での資料については委員長を通して資料請求をする。委員個人で資料請求をしない。また、委員が持っている資料についても委員長の許可を取った中で、委員会で配付するとまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし) ただいまの内容については次回の全員協議会で全議員皆様に周知をいたします。よろしいでしょうか。(異議なし)

## (2) その他

関矢委員長 日程第2、その他を議題といたします。事務局から何かありませんか。(なし)、委員の皆さんからほかにありませんか。(なし) なければ、その他を終わります。本日の会議録については委員長に一任願います。議会運営委員会はこれで閉会といたします。なお、次回は5月13日、午前10時から令和元年第2回魚沼市議会定例会についての委員会を予定しておりますので、ご参集ください。

閉 会 (11:20)